

夏休みは 忠類ナウマン象記念館へ!

36年ぶりに展示を全面リニューアルした忠類ナウマン象記念館は、親子で楽しめる体験展示がたくさん!

北海道で発見されたマンモスの化石も展示しています。隣接するナウマン公園の大型遊具や遊水路も大人気。夏休みはナウマン象記念館で楽しもう!



▲答えを知ると思わず「へ〜!」と声が出るクイズパネルは全13問。象や化石のことを楽しく学べます。



▲忠類のナウマン象はどのように化石になったのか…。12万年前の姿をリアルなジオラマで確認しよう!

開館時間: 午前9時~午後5時
夏休み中は休館しません。
入場料: 一般300円、小・中学生200円
問い合わせ先: 忠類ナウマン象記念館
(☎01558-8-2826)



▲北海道で足跡化石が発見されているのは忠類だけ。「ナウマン象の足」を履いて記念写真を撮ろう!



▲ナウマン象の巨大な歯を発掘体験! 約50年前の発掘と同じ方法で、ハケを使って慎重に掘り出します。



▲ナウマン象記念館になぜヒグマとリスの剥製が? 理由は展示を見てのお楽しみ!

まくべつ夏フェスタ 2024

幕別の夏の一大イベント!!



家族、仲間と一緒に楽しんだ夏のひととき

夏らしい晴天に恵まれた7月14日、夏の恒例行事「まくべつ夏フェスタ」が幕別運動公園内の特設会場で開催され、町内外から約3万人の来場者が訪れました。

会場には、焼き鳥やかき氷などのお祭りメニューを掲げた屋台が立ち並び、スパーボールすくいやくじ引きなどのお店には、子どもたちが長蛇の列をつくっていました。

ステージ発表は、幕別認定こども園の園児たちのダンスで幕を開け、バトントワリングやフラダンス、幕別清陵高校軽音楽部のバンド演奏、幕別文化倶楽部の豊穰太鼓が会場を盛り上げました。

そのほか、旅行券を特賞とする大抽選会が開催され、会場のあちこちから、「当たった!!」と歓喜の音が響きました。そして、まくべつ夏フェスタのフィナーレを飾る花火大会では、スターマインなどの夜空を彩る3千発の花火に、多くの来場者が歓声を上げていました。

電気機器からの火災を防ぎましょう！

私たちの生活に欠かせない電気は、使用方法を誤ると火災につながってしまいます。令和5年に全国で発生した住宅火災のうち、約13%が電気機器・配線器具からの出火です。

電気や電気機器などの使用方法を十分に理解し、火災を未然に防ぎましょう。

主な電気火災の原因

▶短絡(ショート)

電気コードの劣化や傷が付いて剥き出しになった導線同士の接触により、短絡(ショート)を起こして出火する恐れがあります。

長年使用している電気コードなどは交換するようにしましょう。また、電気コードの上に物を置かないなど、電気コードを傷付けないように使用しましょう。

▶トラッキング現象※

プラグをコンセントに差し込んだままにしておくと、ほこりや湿気が溜まってトラッキング現象が起こり、出火する恐れがあります。

プラグは定期的に掃除しましょう。

※プラグとコンセントとの間に溜まったほこりなどが湿気を帯びて微小なスパークを繰り返し、やがて差し刃間に電気回路が形成されて出火する現象。

▶過電流

たこ足配線などにより定格容量を超えて電気機器を使用し続けると、過電流により発熱して発火する恐れがあります。

電気機器の消費電力などを確認し、定格容量内で使用するようにしましょう。

☎幕別町消防署 (☎54-2434)

毎日野菜をプラス1品 大量消費&使い切り かんたん野菜レシピ

野菜たっぷりチヂミ

混ぜて焼くだけ！お好みで豚肉、エビ、イカ、キムチ、ネギなどを加えてもおいしいです♪



じんこちゃん

材料 (4人分・フライパン2枚分)

にんじん……………80g (1/2本)
もやし……………100g (1/2袋)
ニラ……………100g (1/2束)
桜えび……………10g
ごま油……………小さじ1
ぼん酢しょうゆ…適量

【生地】

・卵 (1コ)
・水 (1カップ)
・鶏ガラスープの素 (小さじ1/2)
・小麦粉 (1カップまたは110g)
・片栗粉 (1/2カップまたは54g)



にんじん、もやし、ニラそれぞれの1/2量を消費する

調理時間
(1枚分)
20分

1人分
200
キロカロリー

このメニューは1人分で70gの野菜がとれます！

1人当たりの野菜目標量
1日350g以上



町ホームページで過去のレシピを掲載中！

作り方

①材料の下準備をする

- ▶にんじんはよく洗い、皮ごと千切りにする。
- ▶もやしは洗って、水気を切っておく。
- ▶ニラは4cmの長さに切る。

②【生地】を混ぜ合わせて野菜と桜えびを入れる

- ▶ボウルに卵を溶きほぐし、水と鶏ガラスープの素を入れて混ぜ、小麦粉と片栗粉を入れてさらに混ぜる。
- ▶①の野菜と桜えびを入れ、さっくりと混ぜる。

③フライパンで焼く

- ▶フライパンにごま油を入れ中火で熱し、②の生地1/2量を流し入れる。焼き色が付いたら裏返し、フライ返しで上からぎゅっと押さえ付け、焼き色が付くまで5分ほど焼く。
- ▶残りの生地も同様に焼く。

④盛りつける

- ▶切り分けてからお皿に盛り、ぼん酢しょうゆを付けていただく。



幕別町電子地域通貨



まくPay祭 - 2024夏 -

まくPayでお買い物すると
最大30%戻ってくる!!

総額1,200万円の「まくPay」電子マネー山分け!!

お1人様最大30%の15,000円まで還元!!

キャンペーン期間! 2024 8.9 (金) ▶ 2024 9.20 (金)

還元日 2024.10.10 予定

■キャンペーン期間お支払いをまくPayでして頂いた方に最大30%の電子マネーを還元。

※ギフトカードでのお支払いは対象外。※カード1枚あたり50,000円のお支払い分までが対象。

■10月10日頃、お手持ちのカードに直接還元します。還元率は、期間終了後幕別町商工会ホームページにて発表。

※期間中のご利用金額(全体の総額)に対して、最大1,200万円を山分けする為ご利用が多かった場合、還元率が下がることがございます。

詳しくは

幕別町商工会ホームページにて
掲載のキャンペーン広告をご確認下さい!!

新着情報をご覧ください!!



お問い合わせ

幕別町商工会 北海道中川郡幕別町錦町141番地19

TEL 0155-54-2703 (平日 午前9時~午後5時迄)

<https://www.makusho.jp>

【注意】 令和5年度の7万円または10万円の給付金の対象となった世帯は、令和6年度の本給付金の対象になりません。

申請期限は9月30日[㊦]

非課税世帯応援給付金のご案内

令和6年度新たに住民税が「非課税」となった世帯の世帯主に対し、10万円を支給しています。また、同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算しています。

対象となる世帯

- 令和6年6月3日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和6年度住民税が非課税(免除された場合も含む)の世帯。
- ただし、次の世帯は対象外となります。
 - 1 世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている世帯。
 - 2 令和5年度の非課税世帯応援給付金(7万円)もしくは生活応援給付金(10万円)の対象となった世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。
 - 3 他自治体で2と同様の趣旨の給付金を受けた世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

支給額

1世帯当たり10万円

受給には
手続きが必要です

こども加算

- 非課税世帯応援給付金の支給決定者と令和6年6月3日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。
- ※平成18年4月2日以降に生まれた児童が対象です。
- ※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
 - ・令和6年6月4日以降に生まれた新生児
 - ・非課税世帯応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、7月1日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。こども加算分の手続きは、必要ありません。 ※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

【注意】 令和5年度の7万円または10万円の給付金の対象となった世帯は、令和6年度の本給付金の対象になりません。

申請期限は9月30日[㊦]

生活応援給付金のご案内

令和6年度新たに住民税が「均等割のみ課税」となった世帯の世帯主に対し、10万円を支給しています。また、同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算しています。

対象となる世帯

- 令和6年6月3日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和6年度住民税均等割のみが課されている人で構成または住民税均等割のみが課されている人と住民税均等割が非課税の人(免除された場合も含む)で構成される世帯。
- ただし、次の世帯は対象外となります。
 - 1 世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている世帯。
 - 2 令和5年度の非課税世帯応援給付金(7万円)もしくは生活応援給付金(10万円)の対象となった世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。
 - 3 他自治体で2と同様の趣旨の給付金を受けた世帯(期限までに手続きが未了の方、辞退された方を含む)または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯。

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

支給額

1世帯当たり10万円

受給には
手続きが必要です

こども加算

- 生活応援給付金の支給決定者と令和6年6月3日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。
- ※平成18年4月2日以降に生まれた児童が対象です。
- ※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
 - ・令和6年6月4日以降に生まれた新生児
 - ・生活応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、7月1日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。こども加算分の手続きは、必要ありません。 ※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

申請期限は10月31日[㊦]

＼受給には手続きが必要です／

定額減税調整給付金のご案内

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための一時的な措置として、令和6年分の所得税と令和6年度の個人住民税を対象に定額減税が実施されています。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「定額減税調整給付金」を支給します。

なお、いち早く給付を行う観点から、令和5年分の所得・控除の状況に基づき給付額が算定されるため、令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に給付金を支給する予定です。

対象となる方

幕別町から令和6年度個人住民税(町道民税)所得割が課税されている方のうち、納税者と配偶者を含めた扶養親族に基づき算定される定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方(納税者本人の合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下に相当)の方に限ります)。
※均等割のみ課税される方や非課税の方は、定額減税の対象となりません。

手続き方法

対象となる方には、8月下旬をめどに書類を送付いたします。

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

調整給付額

▶定額減税可能額

○所得税分=3万円×減税対象人数

○個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

※減税対象人数=納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族の数

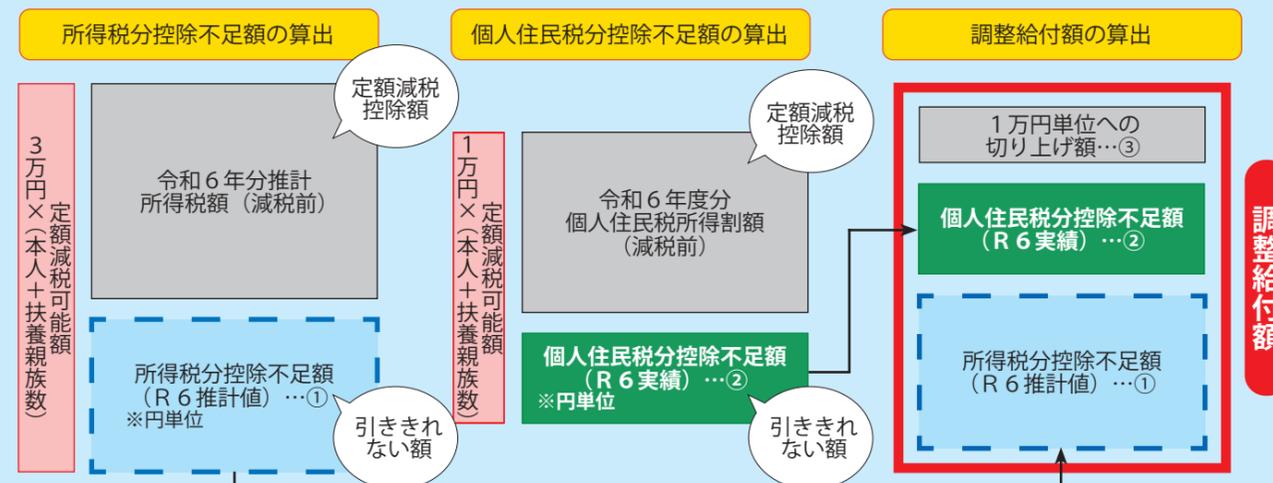
▶調整給付額(①+②+③が調整給付額です)

・所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得税額=所得税分控除不足額…①

・個人住民税所得割分定額減税可能額-令和6年度分個人住民税所得割額=個人住民税分控除不足額…②

・①+②の合算額の1万円単位への切り上げ額…③

「調整給付額」の算出方法について(イメージ)



健康保険証

(国民健康保険・後期高齢者医療制度)の廃止について

マイナンバーカードと健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

**0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間
(年末年始を除く) 平日:午前9時30分～午後8時
土日祝日:午前9時30分～午後5時30分

マイナポータル
はこちら



令和6年12月2日から現行の保険証が発行されなくなります

国から示されたマイナンバーカードと保険証の原則一体化に基づき、これまでの保険証は令和6年12月2日に廃止されます。また、紛失や破損した場合の再発行もできません。

現在持っている保険証は有効期限を迎えるまで廃棄しないでください

令和6年12月2日までに交付された保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用できます(7月下旬に発送した保険証の有効期限は令和7年7月31日まで。一部の方を除く)。保険証が廃止される令和6年12月2日以降も有効期限を迎えるまで使用することができますので、廃棄せずにお持ちください。

マイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)を持っていない方には「資格確認書」を交付します

マイナンバーカードの保険証登録が済んでいない方には、医療保険の資格情報が記載された「資格確認書」を交付します。現在の保険証と同様に、医療機関などの窓口で提示することで、引き続き、医療を受けることができます。

また、マイナ保険証を紛失した場合には、申請いただくことで「資格確認書」を交付します。

農地の売買・貸借の仕組みが変わります！

～地域計画の策定とそれに伴う農地の売買・貸借方法の変更について～

1 地域計画とは

幕別町では、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末までに地域の農地利用の将来像を見える化した「地域計画」を策定する予定です。

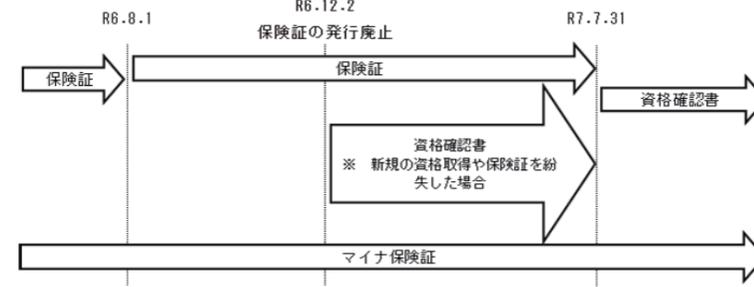
「地域計画」は、誰がどのように農地を使って営農するかを農地一筆ごとに把握し、10年後に目指すべき農地利用の姿を作成するものです。

幕別町では、現状の農地の耕作者(*)を地域計画に位置付ける者とする予定です。

※現状の農地の耕作者とは・・・

- ①所有地を耕作する者
- ②農地法3条、農業経営基盤強化促進法による賃借により耕作している者

保険証廃止・マイナ保険証移行に関するスケジュール



※令和6年12月1日までに交付された保険証はその有効期限まで使用可能です。

※令和6年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方は資格確認書を交付します。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
⇒パソコンやスマートフォンから申請可能です。
- ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。
⇒医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
※利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。

☎住民課国保医療係(☎54-6602)

マイナンバーカードの申請方法

地方公共団体情報システム機構から送付されている「個人番号カード交付申請書」を持っている場合は、郵便による申請やパソコン、スマートフォンによるオンライン申請、店舗等に設置されているマイナンバーカード申請対応の証明写真機から申請することができます。

個人番号カード交付申請書を持っていない、または申請の仕方がわからない場合は、役場窓口でも申請することができるので問い合わせください。なお、役場窓口で申請する場合は、本人確認のできる運転免許証や健康保険証などを持参してください。

☎住民課戸籍住民係(☎54-2288)



2 地域計画策定後の農地売買・貸借(令和7年4月以降)

(1)売買・貸借方法

原則として北海道農業公社経由になります。

(2)農地を買える人、借りられる人

「地域計画に位置付ける者」であることが必要です。

売買の場合、受け手の優先順位は、次のようになります。

- ①地域計画に位置付ける者である現状の農地の耕作者
- ②(①の者が引き受けない場合)農地の所在する地域の地域計画に位置付ける者



売買の場合、これまでは、売渡申出地を農業経営基盤強化促進法により賃借している者のみを優先としていましたが、令和7年4月以降は、農地法3条で賃借している者も優先となります。

詳しくは、幕別町農業振興公社HPをご参照ください。
<https://www.makubetsu-nsk.com/images/05rea/20240626pamphlet.pdf>

☎農業振興担当(☎57-2711・農業振興公社内)

☎問い合わせ ☎Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 ☎01558



介護保険施設等における居住費の負担限度額が8月1日から変わります

介護保険制度では、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する低所得の方に食費・居住費の補助（補足給付）を行っています。令和6年度介護報酬改定において、在宅高齢者世帯の光熱・水道費との公平性を総合的に勘案し、令和6年8月1日から居住費の利用者負担額が**60円（日額）引き上がります**。

◆利用者負担の段階要件

本人及び世帯全員が市町村民税非課税であり、次の要件に該当する方（世帯分離している配偶者も含む）

利用者負担の段階要件		貯蓄金額（夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	年金収入金額+合計所得金額 80万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①	年金収入金額+合計所得金額が 80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②	年金収入金額+合計所得金額が 120万円超	500万円（1,500万円）以下

◆令和6年8月1日以降の居住費の利用者負担限度額

負担限度額 （負担いただく日額）	基準額	第1段階		第2段階		第3段階①・②			
		7月まで	8月から	7月まで	8月から	7月まで	8月から		
多床室	特養等	855円	915円	0円	0円	370円	430円	370円	430円
	老健・医療院等	377円	437円	0円	0円	370円	430円	370円	430円
従来型 個室	特養等	1,171円	1,231円	320円	380円	420円	480円	820円	880円
	老健・医療院等	1,668円	1,728円	490円	550円	490円	550円	1,310円	1,370円
ユニット型個室的多床室		1,668円	1,728円	490円	550円	490円	550円	1,310円	1,370円
ユニット型個室		2,006円	2,066円	820円	880円	820円	880円	1,310円	1,370円

問・申 保健課介護保険係 ☎54-3812

インボイス制度に関するお知らせ（事業者のみなさんへ）

インボイスとは

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。事業者間でやり取りされる消費税額が記載された請求書や領収書のことです。事業者が消費税の納税額を計算する際に必要となるものです。消費者はインボイス対応の必要はありません。

水道料金等の適格請求書（インボイス）の対応について

幕別町では水道料金等の請求は、納付書をインボイスとします。

なお、口座振替で支払いをしている方のうち、インボイスを必要とする場合は、申請により「納入済証明書」を毎年1回発行しますので、次のとおり申請をお願いします。

※毎月発行される「水道使用量のお知らせ（検針票）」はインボイスに対応していませんのでご注意ください。

納入済証明書の申請方法

納入済証明書発行申請書を提出するか、水道課庶務係へ電話で申し込みください。電話で申し込みの場合は、納入済証明書発行に必要な情報を聞き取りします。

【申請書を提出する場合】

- ▶提出書類 納入済証明書発行申請書
 - ▶申請窓口 水道課庶務係、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所
 - ▶提出方法 窓口持参、郵送、FAX
- 詳しくは町ホームページをご覧ください。

問・申 水道課庶務係 ☎54-6624

幕別町立学校教育職員の時間外在校等時間を公表します

町教育委員会では「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン（第2期）」を策定し、学校現場の働き方改革を推進しています。働き方改革の目的は、教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」を実現することであり、その実現のために、「時間外在校等時間（※）」を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標に掲げています。

これまでのアクション・プラン（第2期）に掲げる取り組みの成果として、時間外在校等時間の一定の縮減効果が見られる一方で、未だ一部の教職員が長時間勤務となっている実態があります。

今後も町教育委員会では、働き方改革の実施状況を適切に把握、分析し、必要な環境整備の取り組みを実施するとともに、学校現場においては、全職員の共通理解のもと、勤務時間を意識した働き方の実践に取り組んでいきますので、学校における働き方改革の趣旨についてご理解をお願いします。

※時間外在校等時間とは、在校等時間から所定の勤務時間（7時間45分）を引いた時間です。

▶時間外在校等時間（下半期）の状況

（教職員：小学校141名、中学校85名の平均）

令和5年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期平均	年間平均
小学校	23時間01分	18時間56分	16時間39分	14時間53分	22時間17分	21時間55分	19時間37分	20時間39分
中学校	32時間55分	26時間26分	24時間53分	19時間22分	26時間17分	24時間14分	25時間41分	27時間55分

（教職員：小学校134名、中学校87名の平均）

令和4年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期平均	年間平均
小学校	20時間13分	20時間20分	17時間26分	14時間15分	20時間25分	23時間23分	19時間20分	20時間30分
中学校	32時間37分	29時間25分	24時間45分	24時間24分	28時間35分	27時間06分	27時間49分	28時間55分

▶時間外在校等時間別人数の状況

令和5年度		時間外在校等時間別人数				全職員平均時間
		45時間以内	46時間～80時間以内	81時間～100時間以内	101時間以上	
上半期合計 （延べ人数）	小学校	762名（90.1%）	77名（9.1%）	6名（0.7%）	1名（0.1%）	21時間 41分
	中学校	401名（78.6%）	98名（19.2%）	11名（2.2%）	0名（0.0%）	
		109名（21.4%）				30時間 09分
下半期合計 （延べ人数）	小学校	772名（91.5%）	70名（8.3%）	2名（0.2%）	0名（0.0%）	19時間 37分
	中学校	438名（85.9%）	71名（13.9%）	1名（0.2%）	0名（0.0%）	
		72名（14.1%）				25時間 41分
年間合計 （延べ人数）	小学校	1,534名（90.8%）	147名（8.7%）	8名（0.5%）	1名（0.1%）	20時間 39分
	中学校	839名（82.3%）	169名（16.6%）	12名（1.2%）	0名（0.0%）	
		181名（17.7%）				27時間 55分

令和5年度下半期の時間外在校等時間の平均は小学校で19時間37分（前年比17分増）、中学校で25時間41分（前年比2時間8分減）となり、年間平均では小学校で20時間39分（前年比9分増）、中学校で27時間55分（前年比1時間減）となりました。

1カ月で45時間超の年間延べ人数は小学校で156名（前年比15人増）、中学校で181名（前年比22名減）、1年間で360時間超の年間延べ人数は小学校で31名（前年比8名増）、中学校で34名（前年比5名減）となりました。

問 教育委員会学校教育課総務係 ☎54-2006

さいわい町整体施療院

肩こり・首のこり・膝痛・腰痛・骨盤矯正等

- 全身 60分 3,500円 完全予約制
- 営業時間 午前9時～午後8時（予約受付午後7時迄）
- 定休日 水曜日 ●住所 幕別町幸町41（藤原）

☎ 090-8633-9063

有料広告

不用品のことならまとめておまかせ!

- 引越しゴミ、粗大ゴミ ●訳ありゴミ
- 故人の遺品整理 ●物置の整理、解体撤収作業

家電のリサイクルも受付中!

高価買取も
あります

有限会社 鈴屋

見積もり
無料

幕別町札幌中央町330-57 担当者TEL090-2071-3561